

大阪市浪速区などで、生活保護利用者の顔写真を撮影し、写真付きの「確認カード」を作らされていたことがわかり、全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）などが「人権問題であり、大阪市と生活保護利用者の信頼関係を損なうものだ」と批判の声を上げています。（栗山萌美）

大阪市

浪速区など4区

「確認カード」（以下カード）は浪速区、東住吉区、福島区、港区の4区で使用されていることがわかっています。

浪速区で数年前から生活保護の申請に付き添ってきた円山直子さんは、「窓口でカードを見せればスムー

生活保護利用者

に顔写真付きカード



大生連と大阪市の生活保護交渉二三日、大阪市福島区

クローズアップ

「人権問題」批判の声

ズに手続きができる」と言われて作っていた」と話します。しかし、ある利用者は「実際には誰も提示していない」と話します。

大阪市の担当者は「作成は任意」と説明しますが、利用者からは「カードを作らないと医療券（健康保険証

のかわりになるもの）がもらえないと言われた」という声もあります。また、生活保護の申請を受理した時点で写真撮影をしていたことも問題視されています。

大生連、生活保護問題対策全国会議、大阪府保険医療協会などは8日に記者会見

を行いました。吉村洋文大阪市長と4区の区長あてに提出された公開質問状の中で、「生活保護費の支給は原則口座振り込みとされており、窓口支給とされるのは極めて例外的な場合。窓口での支給に際しては、本人と直接面識のある担当ケースワーカー等が対応するため、カードによる本人確認の必要性は全くない」と指摘します。

これは3日に行われた大生連と大阪市生活保護交渉の際、市の担当者が「誤支給やなりすまし（不正受給）が問題になった時があり、写真があると本人確認がしやすいためカードを作った。窓口の混雑防止にもなる。本人の同意を得て作成している」と答えたことに反論するものです。公開質問状を提出した30団体は、カードは利用者に不快感や屈辱感を与えるもので、生活保護に対する偏見を強め、保護申請を萎縮させると批判しています。また、個人情報保護条例違反、肖像権の侵害に当たる違法行為として、制度の廃止を求めています。大生連の大口耕吉郎会長は、「カードは生活保護利用者を蔑視し、犯罪者扱いするものです」と主張。「大阪府は2013年から全区で、警察OBと職員で構成された『不正受給調査チーム』をつくり、対象者への尾行、張り込みを常態化させています。一方でケースワーカーは厚生労働省の基準から500人以上足りません。生活保護はケースワーカーと保護利用者の信頼関係が基本です。警察OBではなくケースワーカーを増やすべきです」と語ります。